

宿泊約款

第1条 本約款の適用範囲

当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 ただし当館の判断により前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることも可能とします。

第2条 宿泊契約の申込み

当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名・連絡先
- (2) 宿泊日及び入込み方法、到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りでは ありません。

第4条 宿泊契約締結の拒否

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条 第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 京都府旅館業法施行条例第5条の規定に該当するとき。

第5条 宿泊客の契約解除権

宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後18時（あらかじめ到着予定時刻が明示され

ている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても連絡の無いときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、別表第2に掲げるところにより違約金を申し受けます。

第6条 当館の契約解除権

当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 京都府旅館業法施行条例第5条の規定に該当するとき。
 - (8) 客室での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要ないものに限る。)に従わないとき。
- 2 当館が前項の規定にもとづいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第7条 宿泊の登録

1 宿泊客は、当館の投宿カード、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、住所、電話番号
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) その他当館が必要と認める事項

第8条 客室の使用時間

宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、超過1時間ごとに1室1,100円の追加料金を申し受けます。但し、客室の余裕がない場合など、拒否させていただきます。

第9条 利用規則の遵守

宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した下記の利用規則に従っていただきます。

宿泊規則

利用規約

当館では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第9条にもとづき、下記の利用規約をお守りいただくことになっております。

この規制をお守りいただけないときは、やむを得ず宿泊、または館内諸施設のご利用をお断り申し上げ、場合によっては損害をご負担いただくこともございますのでご注意ください。

- 1 廊下および客室内で暖房、炊事などの目的で火気をご使用にならないでください。
- 2 館内で喫煙をなさらないでください。
- 3 消火機器等へのいたずらは安全の維持に支障をきたしますので、おやめください。
- 4 高声放歌や喧騒な行為その他で、他のお客様に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼさないでください。

- 5 客室および廊下に次のものを持ち込まないでください。
 - ・動物、鳥 ・著しく悪臭を放つもの
 - ・著しく多量な物品
 - ・火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
 - ・適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類
- 6 廊下及び客室内で賭博および風紀を乱すような行為をなさらないでください。
- 7 みだらに外来者を客室に引き入れたり、客室内の諸設備、諸物品を使用されたりなさらないでください。
- 8 客室やロビーを事務所、営業所がわりに使用なさらないでください。
- 9 廊下および客室内の諸設備、諸物をその目的以外の用途にあてないでください。
- 10 客室内の諸物品を当館の外へ持ち出したり、当館内の他の場所に移動したりなさらないでください。
- 11 当館の建築物や諸設備に異物をとりつけたり、現状を変更するような加工をなさらないでください。
- 12 当館の外観をそこなうような品物を窓におかけになったり物などを落としたりなさらないでください。
- 13 当館内で他のお客様に広告物を配布するような行為をなさらないでください。
- 14 廊下やロビーなどに所物品を放置なさらないでください。
- 15 お預かりのお洗濯物やお忘れ物の保管は特にご指定のない限り、ご出発から 1 か月までとさせていただきます。
- 16 おねしょ等で寝具を汚された場合は、クリーニング代をいただきます。

お客様へのお願い

当館は、防災設備を整備しておりますが、万一事故が発生した場合には、落ち着いて行動をおねがいたします。

※日帰りのお客様（昼食・夕食等）も下記に準じます。

■火災を発見した場合には・・・

- ・ 近くの非常ベルを押すしてください。
- ・ 大声で周囲の人にも教えてください。
- ・ 消火する余裕がありましたら、消火器等で消火し、消火しきれないと判断したときは、ただちに避難してください。

■館内で火災が発生した場合には・・・

- ・ サイレンまたは非常放送により、火災発生の通報があったときは、ただちに一番近い非常口から、落ち着いて避難してください。

■避難される場合には・・・

- ・ 係員の指示に従ってください。
- ・ お部屋から外に出る際は、延焼防止と煙の拡散防止のため、必ずドアをお閉めください。
- ・ タオルを水でぬらし、鼻と口をおおってください。
- ・ 壁にそって姿勢を低くし、煙と反対方向の避難設備を選んで避難してください。
- ・ 一度避難されてから、貴重品などを取りにお部屋に戻ることは、危険ですから絶対におやめください。

■地震が起きたら・・・

- ・ 係員の指示に従ってください。
- ・ 窓ガラスから離れてください。
- ・ 落下物に注意し、頭を防護してください。

第10条 営業時間

当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付け

パンフレット、各所の提示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間 7:30～22:00

(2) 飲食等（施設）サービス時間

イ 朝食 8:00～9:00

ロ 昼食 11:00～14:00

ハ 夕食 18:00～21:00

(3) 付帯サービス施設時間 温泉入浴 内湯 24 時間入浴可能

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第 11 条 料金の支払い

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又はクレジットカードにより宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 後精算は原則として不可とするが、当館と宿泊者の間で合意した場合はこの限りではない。ただし、その場合は必ず支払い期限を事前に約束するものとする。また、同伴者の氏名、住所、連絡先を明記し、保証人として頂く場合があります。

4 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 12 条 当館の責任

当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当館は、防災設備の整備に努めるほか、万一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しております。

第 13 条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 14 条 寄託物等の取扱い

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は加入保険の範囲を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館の故意又は重大な過失がある場合を除き、加入保険の範囲を限度として当館はその損害を賠償します。

第 15 条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェッ

クインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、該当所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第16条 駐車の責任

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第17条 宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、該当宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。（設備、備品などの破損、紛失等も含む）

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

宿泊客が支払うべき総額

- ・ 宿泊料金 内訳（1）基本宿泊料（室料+朝・夕食料）
※消費税・サービス料込み 別途：入湯税（大人のみ）
- ・ 追加料金 内訳（2）追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料金
※消費税・サービス料込み

別表第2 違約金（第5条第2項関係）

キャンセル料

| 契約解除を受けた日 | 無連絡 | 当日 | 前日 | 3日前 | 4日前 | 7日前 |
|-----------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| キャンセル料 | 100% | 100% | 50% | 50% | 30% | 30% |

（注）

- 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。